

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月 11 日から 59 年 6 月 10 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 58 年 7 月 11 日に、資格喪失日に係る記録を 59 年 6 月 11 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 59 年 6 月まで

昭和 58 年 6 月に B 店が開店する際に、レストラン業務のテナントである A 社の新店舗設立準備室に入社し、B 店の開店から 1 年程度勤務した。勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言並びに A 社における申立期間当時の従業員及び業務内容に関する申立人の具体的な申立内容から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同種の業務に従事していた 6 人の同僚のうち複数の同僚が、採用時に受けた事業所の研修において、給与や社会保険手続など待遇面について事業所担当者から説明があり、申立人を含め全員が正社員であったと証言している上、同僚の一人は、「自分は申立人の下で働いていたが、立場の低い自分に厚生年金保険の記録があるのに申立人の記録が無いことはおかしいと思う。」と証言しており、事実、B 店内の店舗において申立人と同種の業務に従事していた同僚 6 人全員に厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

一方、申立人と同時に採用された 4 人の同僚は、昭和 58 年 6 月 23 日の B

店の開店日以前に、設立準備の段階から勤務していたと証言しているものの、これら同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、採用日ではなく同年7月11日となっていることを踏まえると、申立人についても同様の取り扱いがなされたものと推認され、また、申立人は、店舗開店から1年程度勤務し、給与締切日で退職したと述べているところ、59年9月11日に資格喪失した同僚は、申立人は開店から1年くらい勤務して自分より数か月前に退職したと証言していることから、申立人はA社において同年6月10日まで勤務していたと推認される。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月11日から59年6月10日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、被保険者期間に係る標準報酬月額については、申立人と同じC業務を行っていた同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、登記上A社を継承しているD社は、当該事業所は合併及び経営譲渡を経て事業廃止されており、当時の状況は不明であるとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年7月から59年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（32万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月1日から7年1月31日まで

私のA社における厚生年金保険の記録は、平成6年からの標準報酬月額が15万円となっている。当時は、もっとたくさん給与をもらっており、保険料も15万円に見合った額以上に控除されていたので記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年1月から同年12月までは32万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人がA社を退職した平成7年1月31日から約3か月後の同年4月24日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、6年1月から同年12月までの期間について15万円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は自身が退職した当時、「当該事業所では給与の遅配があった。」とし、事業主の妻も「倒産は、平成9年4月だが、会社の経営は1年か2年前に傾き始めた。」と証言している上、事業主とその妻の国民年金保険料納付記録を見ると、7年4月以前の2年間は、共に全額申請免除が行われた事実が確認できることから、金銭的に行き詰まっていた状況がうかがえる。

さらに、当該事業所において遡及訂正処理が行われた者は申立人のみであるが、その理由については、当該事業所が個人事業所であるため事業主とその妻は厚生年金保険に加入しておらず、申立人の標準報酬月額の遡及訂正処

理が行われた時点で、当該事業所における厚生年金保険の被保険者は申立人を除いては従業員2人であり、その2人の標準報酬月額は共に最低額の9万2,000円であったことから、申立人のほかに標準報酬月額の遡及訂正処理を行える対象者が存在しなかったことによるものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年12月2日まで

私は、申立期間について130万円くらい給料をもらっていたはずなのに、標準報酬月額が、9万8,000円とされていることが分かった。標準報酬月額を申立期間当時の給料に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立期間当時、申立人が代表取締役を務めていたA社における同人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年8月から9年11月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年12月2日以降の同年12月26日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、8年8月から9年11月まで9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、当時の状況を良く知る関係者の証言及び当該事業所が加入していたB厚生年金基金が保管する資料により、A社が、平成9年9月に不渡りを出し、代表取締役であった申立人と妻は、債権者から逃れるために、社長印を持ったまま行方不明となり、連絡がつかない状態であった事情がうかがえる。

また、前出の資料から、平成9年12月に、申立人の実弟のA社取締役部長は、B厚生年金基金に対し、自らを含む申立人、その妻及びその長男の4人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する届出を、会社の代表者印無しで行っていたものと考えられる。

以上の事情を踏まえると、社会保険事務所に対しても、申立人の実弟のA

社取締役部長が申立人の標準報酬月額に係る減額訂正の届出について、代表者印無しで行ったことがうかがわれるところ、当該届出は、同社における社会保険事務に関して一定の権限を有していたと認められる同取締役部長によってなされたものと推認されることから、同社の代表取締役として申立人の関与又は承認があったとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

山梨厚生年金 事案 200

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年12月2日まで

私は、申立期間について64万円くらい給料をもらっていたはずなのに、標準報酬月額が、30万円とされていることが分かった。標準報酬月額を申立期間当時の給料に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から同年11月までは59万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年12月2日以降の同年12月26日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、9年4月から同年11月まで30万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 3 月から同年 8 月までの期間及び 47 年 6 月から 50 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 47 年 6 月から 50 年 12 月まで

年金請求の際、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに気が付いた。A 区役所に婚姻届を提出した際、国民年金の未納分を納付勧奨されたので、翌月の昭和 51 年 11 月に同区役所窓口において現金で一括納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る保険料を、婚姻届を提出した翌月の昭和 51 年 11 月に A 区役所窓口において現金で一括納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したとする金額及び同区役所窓口における具体的な納付状況も不明である。

また、改製原戸籍の附票によれば、申立人が同区に住所を定めたのは、申立人が保険料を納付したと主張する昭和 51 年 11 月より後の 52 年 5 月 30 日であったことが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、同区において 52 年 6 月 23 日に手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 201

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 44 年 2 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

私は、高校卒業後就職し、それぞれの会社で、少なくとも2年半から3年は継続して勤務していた。厚生年金保険の加入期間が余りにも違うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社に昭和37年2月までは勤務していたのに、社会保険庁の厚生年金保険の資格喪失日が36年1月1日と記録されているのはおかしい。」と主張しているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格喪失届（副）における資格喪失日は「36年1月1日」と社会保険庁の記録と一致している上、事業主が保管している職員カードにおける退職年月日も35年12月31日と記載されている。

申立期間②及び③について、申立人は、「A社を退職後すぐにB社に入社し、その時期は昭和37年5月ころだったと思うが、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日が38年5月4日と記録されているのはおかしい。」と主張しているが、B社での資格取得日が申立人と同日である同僚から聴取したところ、「申立人と一緒に入社したことを覚えている。」と証言している上、他の同僚は、「私は人事異動で当該部所に38年4月に配属されたが、申立人はそれよりも後に入社した。」と証言している。

また、申立人は、「C社に昭和39年11月ころから勤務していたのに、社会保険庁の厚生年金保険の資格取得日が41年8月1日と記録されているのは

おかしい。」と主張しているが、C社での在職期間が申立人と同時期である同僚に聴取したところ、申立人のことを覚えている同僚は、「申立人は41年8月ころの入社で、私よりも後に入社した。」と証言している。

さらに、申立期間②及び③の事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先も不明であるため、当該期間についての関係資料は確認できないが、聴取した同僚らは、「自分の勤務していた期間と社会保険庁の記録は一致している。」と証言している。

申立期間④について、申立人は、「D社に昭和44年6月までは勤務していたのに、社会保険庁の厚生年金保険の資格喪失日が44年2月15日と記録されているのはおかしい。」と主張しているが、事業主から提出された厚生年金基金の加入員番号台帳の記録と社会保険庁の記録は一致しており、当時の上司及び同僚に聴取しても、「申立人のことは覚えていない。」と証言している上、ほかに申立人が当該期間に勤務していたことを確認できる関連資料も見当たらない。

すべての申立期間について、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 202

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 10 日から 44 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 23 日まで
④ 昭和 45 年 12 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 46 年 12 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
⑥ 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
⑦ 昭和 47 年 6 月 5 日から同年 10 月 12 日まで
⑧ 昭和 48 年 4 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで
⑨ 昭和 49 年 5 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
⑩ 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
⑪ 昭和 53 年 5 月 1 日から 54 年 4 月 18 日まで
⑫ 昭和 55 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑬ 昭和 56 年 7 月 18 日から 57 年 4 月 1 日まで
⑭ 昭和 58 年 10 月 1 日から 59 年 3 月 10 日まで
⑮ 昭和 60 年 9 月 25 日から同年 12 月 28 日まで
⑯ 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 7 月 1 日まで

私は、申し立てている事業所に確かに勤務していた。厚生年金保険の記録がある事業所についても実際に勤務していた期間より短くなっており、納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務中の出来事を具体的に記憶していること及び同僚の証言があることなどから、期間の特定はできないものの、申立てに係る事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、申立期間⑤及び⑥並びに⑥及び⑦においては、都道府県が異なる事業所に同時に勤務していたこととなっているなど申立人の在職期間に係る記憶が曖昧である。

また、申立期間⑩については、申立期間と雇用保険加入記録の期間に 10 年の開きがあり、申立期間⑥及び⑧については、雇用保険記録は、昭和 40 年代となっているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、それぞれ昭和 55 年及び 57 年であり、当該申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。さらに、申立期間④、⑨及び⑩については、申立事業所における雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録の期間が一致しており、申立期間①、②、③、⑤、⑦、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯については、申立人が主張する事業所名では雇用保険の加入記録が確認できないなど、申立期間における勤務実態について確認することができない。

加えて、申立期間④、⑦、⑨、⑩、⑬及び⑭については、事業所は既に廃業しており、事業主の連絡先も不明であるため確認することができず、また、申立期間①、②、③、⑤、⑪、⑫及び⑮については、事業所に照会したものの「資料が無いため申立人が勤務していたか否かは分からない。」としていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

また、申立期間①から⑮について、申立人が申立てに係る事業所を紹介してもらったとする調理師会への照会、及び申立人が各事業所において同僚であったとする者の記録からの追跡調査によっても申立期間の厚生年金保険の加入記録は見当たらず、同僚から申立人が事業所に勤務していた証言が得られたものについても、事業主による厚生年金保険料の控除がされていたか否かについては確認することができなかった。

一方、申立期間⑯の事業所において、申立人は建設業に従事し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業主は「正規職員のみを厚生年金保険に加入させていた。日雇者（日給者）は、加入させておらず、申立人は日給者であったため厚生年金保険の届出は行っていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
平成 13 年 9 月 1 日から 14 年 7 月 31 日までの厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって減額されている。減額前の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 13 年 9 月から 14 年 6 月までは 50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 14 年 8 月 26 日付けで、さかのぼって 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る登記簿から、申立人が当該事業所の代表取締役であることが確認でき、申立人は、「社会保険事務や経理事務は自身で行っており、他者に依頼して作成してもらった書類は、必ず確認してから代表取締役印を押していた。また、同印は厳重に保管してあり、私以外には使えなかった。」と明言している。

また、申立人は、保険料の滞納は無かったと主張しているものの、当初の聴取では、「平成 14 年の 5 月か 6 月ごろ、保険料の督促のことで社会保険事務所の職員が会社に来たことがある。」と述べており、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたものと推認される。

さらに、申立人は、「会社の社会保険を喪失する手続きをした覚えは無く、平成 14 年 8 月に社会保険の適用事業所でなくなっていたことさえ知らなかった。」と申し立てている一方で、「不渡りを出して 3 か月くらいしてから、医療機関受診のために国民健康保険加入の手続きをした。」と述べていることから、「社会保険の資格喪失等の手続きについて全く知らなかった。」という

その主張には矛盾があり、社会保険事務所が、申立期間に係る 14 年 8 月 26 日付けの訂正処理を事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。